

# 商工べつ

今月のまちフォト：春の訪れを告げる「ふきのとう」



第378号  
(令和5年3月発行)

発行 士別商工会議所  
〒095-0022 士別市西2条5丁目  
TEL (0165) 23-2144  
FAX (0165) 23-5417  
http://www.shibetsu.ne.jp/shibetsuCCI/  
E-mail shibecci@seagreen.ocn.ne.jp  
印刷所 田中印刷株式会社



受賞者代表謝辞



主催者挨拶、北村会頭

## ラブ士別・バイ士別運動

## 令和五年度士別商工会議所 事業計画

### 事業活動方針

我が国の経済は、コロナ過からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰の影響を受けている中小・小規模事業者の抱える課題等の経営支援に引き続き取り組んで参ります。

特に、円滑な価格転嫁の実現に向けて取引の適正化・環境づくりを推進し、企業の雇用維持・拡大に向けては人材確保の支援として新たに道商連と連携の基、北海道教育委員会との連携を図るほか、事業承継や創業、事業継続強化計画作成等の支援等、中小・小規模事業者が抱える喫緊の課題の対応に取り組む、十月から導入されるインボイス制度に対しては混乱が生じないよう動向を注視しながら対応を進めて参ります。

更に、委員会・部会の開催を通じ、会員企業が

### 永年勤続優良従業員 表彰式開催

去る二月二十四日、士別グランドホテルに於いて表彰式が行われ、渡辺市長・北村会頭から表彰状及び記念品が授与されました。

また、受賞者を代表し勤続五十年表彰の渡邊正様より、「今日まで楽しく勤務を続けてこられたのも、事業主各位をはじめ、先輩・同僚、そして家族のおかげです。今後それぞれ企業の士別市に貢献できるよう努めていきたい」と謝辞を述べました。

### 事業計画

#### 事業活動方針

求める課題等について情報共有、テーマ別研修・連携により組織運営の活性化を進めて参ります。

総合経済団体として、「地元の経済は中小企業が支えている」現状を認識し、国・道・市・関係機関などと連携し、当所の基本事業でもある「現場の声」を継続し、スピリットをもって各事業を展開し「顔の見える商工会議所」として、重点五項目を定め、使命と責任を果たす為、鋭意取り組んで参ります。

【事業実施項目】  
1. 地域振興に即した政策提言活動  
社会基盤のより一層の充実を目指し、国・道・関係機関に対する政策提言活動を強化する。

(1)政策・意見要望活動  
①道北商工会議所正副会頭会議（五月十二日士別市）  
②全道商工会議所大会（六月三十日・七月一日）  
③北海道東北商工会議所連絡会議（八月二十九日）  
④会頭・副会頭・委員長等による政策懇談会の開催  
⑤士別市・士別市議会・政党支部その他関係機関に対する要望  
⑥北海道開発局長・北海道経済産業局長・北海道知事等との懇談会の開催  
⑦JRB北海道の抜本的な経営改革に関する要請（宗谷本線活性化推進協議会）  
⑧現下の経済情勢、企業の経営実態に即した明確な根拠に基づく、最低賃金決定要請（道商

連との連携）  
⑧市政に関する会議、懇談会等の開催及び参加  
⑨士別市各種審議会等における、会議所の視点強化  
⑩市幹部と、当所各委員会、部会長との意見交換  
⑪北海道教育長等との意見交換の開催（道商連との連携）  
⑫景気浮揚対策の推進  
⑬国・道事業への地元企業の受注機会の増大  
ア. 建設事業への入札指名（下請け）への参加要請  
イ. 国・道の機関が発注する物品購入等への参加要請  
⑭士別市発注事業量の確保  
⑮地元資材の利用促進  
⑯公共事業の地元で実施可能な事業は地元企業優先発注の確保  
⑰切れ目のない経済政策の為、当初予算に公共事業予算の確保（ゼロ市債）  
2. 中小企業の育成振興  
⑱小規模事業活動  
⑲BCP・事業継続強化計画書の作成（災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画）  
⑳金融・経営相談並びに巡回指導の強化  
㉑小規模事業者経営改善資金（マル経）の活用・普及啓発  
⑳市内金融機関と連携した融資制度の斡旋（借換え、変更等）  
㉒インボイス制度（適格請求書等保存方式）に對して、混乱が生じないよう動向を注視しながら対応を支援  
㉓各種共済制度の利用促進（事業保険、火災共済、倒産防止共済）  
㉔中小・小規模事業者の

実情に即した関連税制・社会保障制度等の改正要請  
⑧小規模事業者への外形標準課税適用反対の要請  
⑨事業承継支援の推進（士別市との連携）  
⑩人材育成事業の推進  
⑪働き方改革関連法対策など人事労務の対応（経営者セミナーの開催）  
⑫空き店舗対策を政策課題として推進（調査・研究）  
⑬国民年金基金の利用促進  
⑭新事業や新分野進出等への支援  
⑮創業支援個別相談会の開催（道商連との連携）  
⑯地域循環型住宅リフォーム促進事業への支援（市との連携）  
⑰販路拡大支援  
⑱展示会、商談会への積極的な参加（北海道まるごとフェア in サンシャインシティ）  
⑲愛知県一宮市尾西まつりへの参加（北星信金との連携）  
3. 地域経済活動の連携・支援  
⑳元気なまちづくりへの支援  
㉑まちづくり士別株式会社の運営協力  
㉒ラブ士別・バイ士別運動の推進  
㉓士別市立病院応援隊への支援  
㉔士別地区自衛隊退職者雇用協議会の推進（人材不足への対応）  
㉕カーボンニュートラル実現に向けた普及啓発フォーラム等への参加（道商連との連携）  
㉖北海道新幹線札幌延伸建設事業費の地元負担軽減要請（道商連との連携）

⑦基本計画区間（旭川・南回り）の整備区間への格上げに向けた調査要請（新幹線）（道商連との連携）  
⑧近隣商工会議所（旭川・富良野）・商工会（朝日・剣淵・和寒・幌加内）との連携  
⑨連携及び支援（観光協会、サフォークスタンプ協同組合、法人会、青色申告会、自衛隊後援会、暴力追放運動推進協議会、中心商店街振興組合）  
⑩名寄商工会議所との経済交流会の開催  
4. 組織運営活動の活性化  
⑪会員との連携・組織基盤の強化  
⑫会員拡大・増強運動の展開（特別会員の拡大）  
⑬組織定着率の向上  
⑭各地商工会議所、道商連間における情報共有と広域連携事業の推進  
⑮商工会議所活動の広報強化  
⑯商工しべつやホームページの充実と情報発信力の強化  
⑰マスコミ等に対する、パブリシティ活動の推進  
⑱会員交流の場づくりによる会員メリットの創造（会員の集いの充実）  
5. 委員会・部会活動の活性化  
⑲委員会・部会活動の活性化  
⑳社会情勢の変化に対応した、委員会・部会活動の取り組み  
㉑委員会・部会間の連携強化（合同会議の開催）  
㉒研修の充実強化  
㉓行政、関係機関、関係団体との連携強化  
㉔地元企業の研修会実施

金融・経営・税務・その他各種相談 ~お気軽にご相談下さい~

## 金融相談会を開催します！

新型コロナウイルスの影響による資金繰り相談、事業資金、事業承継に係る資金等の借入をご希望される方は、ぜひ相談会をご活用下さい。

- 日時 令和5年4月12日(水) 午前10時～午後3時  
場所 士別商工会館2階西側会議室  
申込み ①相談をご希望の方は、当所へ電話又は窓口でお申込み下さい。  
②相談の際は、決算書(直近の二期分)をご用意下さい。  
③設備資金を希望の方は、見積書の用意をお願いします。  
④直近の試算表と、法人の方は履歴事項全部証明書又は登記簿謄本をご用意下さい。  
※相談日3日前までに当所(23-2144)までご連絡ください。

check! / **オススメ! マル経融資** 小規模事業者の方の経営をバックアップする為無担保・無保証人で当所の推薦に基づき融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

無担保・無保証人で <b>最大2,000万円</b> の借入	低利・固定金利で利用しやすい! <b>1.30%</b> 3月1日現在	返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
--------------------------------------	--	---------------------------------

令和5年4月より

## 雇用保険料率に変更となります

雇用保険法の改正に伴い、令和5年4月より雇用保険料率を引き上げることが決定致しました。給与から差引く際はご注意くださいませすようお願い申し上げます。

現行(令和5年3月まで)

	労働者負担	事業主負担	合計
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

令和5年4月から

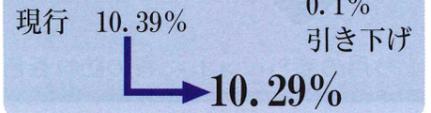
	労働者負担	事業主負担	合計
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。  
※令和5年度労災保険料率については変更ございません。

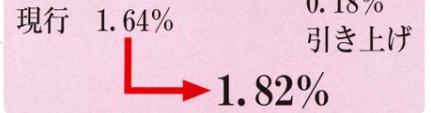
令和5年3月分(4月納付分)から

健康保険料率・介護保険料率が  
変更になります

健康保険料率



介護保険料率



※介護保険料率は、40歳から64歳までの方が該当になります。

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は50% (2010年4月から適用)  
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

四月一日より改正労働基準法が施行されます。これにより、既に適用済であった大企業と同様に、中小企業に於いても月六十時間を超える時間外労働があった場合、残業割増賃金率が五十%になります。(左図)

【改正のポイント】  
①深夜労働との関係：月六十時間を超える時間外労働を深夜(二十〜五時)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率二十五%+時間外割増賃金率五十%の七十五%となります。  
②休日労働との関係：月六十時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれません。また、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。  
詳細につきましては、「北海道働き方改革推進支援センター(☎〇八〇〇一九一〇七三)または最寄りの労働基準監督署(名寄：☎〇一六五四二二三一八六)までお問合せください。

## 労働基準法改正

令和五年四月一日より施行

美穂のつぶやき  
@mihotsubucci  
士別市 フォロワー24 フォロワー24

美穂のつぶやき・2023/03/30  
あつという間に3月がやってきました。この時期は必ず社人になった頃を思い出します。私が商工会議所の就職試験を受けるにあたり、当時高校で面接の練習をたくさんやったのに、面接当日は練習してきた「当たり前」の質問は何一つ答えず、とても焦って笑顔でこまかしたことが昨日のことのようです。そのあと学校に戻って、担任の先生に「うまく話せなかった」と半べそかいて報告しました。笑 ですが無事採用していただき、今日にいらします。アドリブに弱いのと笑顔でこまかすことは今も変わりません(\*^\*)★私の笑い声はGPSです。笑い声で居場所がわかるからです。どこかでガハハハと激しい笑い声が聞こえたらそれはきっと私だと思いますので、見つけてもらえたら嬉しいです♪ おわり

ラブ士別・バイ士別運動

お買い物は地元で

①労働保険料の申告・納付等や雇用保険に関する届出等の労働保険事務処理を行いますので、手間が省けます。  
②労災保険に加入することとできない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができ、(一定条件あり)  
③労働保険料の額にかかわらず、三回に分割して納付できます。  
④保険料は口座振替(北星信用金庫に限る)により納付することもできます。(一期：六月、二期：十月、三期：一月の振替月となります)

当所では「士別労働保険事務組合」が事業主の皆様へ代わり、労働保険事務処理を代行しております。これから労働者の雇入れを考えている方、労働者はいらぬけど手続きが済みでない方、加入したいけど手続きが面倒なご相談に応じます。どうぞお気軽に「士別労働保険事務組合」をご利用ください。

### 労働保険事務組合へ委託しませんか?

委託できる事務の範囲  
・概算保険料・確定保険料の申告及び納付に関する事務。  
・保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務。  
・労災保険の特別加入の申請等に関する事務。  
・雇用保険の被保険者に関する届出等の事務。  
・その他労働保険に関する申請、届出、報告に関する事務。

委託できる事業所  
・金融、保険、不動産、小売業は五十人以下。  
・卸売、サービス業は百人以下。  
・その他の事業は三百人以下の事業所。  
※既に個別で事務処理を行っている事業所の方も委託できます。

### 事務組合へ委託されている皆様へ

令和五年度の年度更新の時期が近づいており、四月中旬頃に「賃金等の報告」の用紙を発送する予定ですので、お早めの準備をよろしくお願いたします。

## 令和5年度 出張年金相談のご案内

	士別商工会館	市民文化センター
4月	20日(木)	
5月		25日(木)
6月	22日(木)	
7月		27日(木)
8月	24日(木)	
9月		14日(木)
10月	26日(木)	
11月		28日(火)
12月	19日(火)	
1月	20日(火)	25日(木)
2月		
3月		26日(火)

事前の予約が必要となります。  
旭川年金事務所予約ダイヤル0166-72-5004  
今後変更となる場合があります。ご了承下さい。

## 業界における景気動向調査

(令和五年一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二月)

当商工会議所が会員企業への経営指導に活用する為、各六業種に分類し、毎月、調査を行なっています。調査項目につきましては、調査項目となり、それぞれ前年同月及び前年同月三ヶ月間の見通しの調査を実施しております。上図につきましては、業況の状況について掲載しております。

業況天気図	1月期	2月期	令和5年3月期~5月期見通し
建設業	☔	☔	☔
製造業	☔	☁	☁
小売業	☔	☔	☔
大型店	☁	☁	☁
サービス業	☁	☁	☔
金融業	☀	☀	☁

☀ 好転 ☁ 不変 ☔ 悪化

## 企業が求める資格、第1位!! 日商簿記

簿記は、企業の経営活動を記録・整理して、経営成績と財政状態を明らかにする技能です。企業の活動を適切、かつ正確に情報公開するとともに、経営管理能力を身につけるために、簿記は必須の知識です。

試験日  
1級~3級:【第164回】2023年6月11日(日)  
【第165回】2023年11月19日(日)  
2級・3級:【第166回】2024年2月25日(日)

受験料(税込)

1級	2級	3級
7,850円	4,720円	2,850円

申込期間  
【第164回】4月24日(月)~5月15日(月)  
【第165回】10月2日(月)~10月23日(月)  
【第166回】1月9日(火)~1月29日(月)

程度・能力	試験科目
1級 極めて高度な商業簿記・会計学・工業簿記・原価計算を修得し、会計基準や会社法、財務諸表等規則などの企業会計に関する法規を踏まえて、経営管理や経営分析を行うために求められるレベル。合格すると税理士試験の受験資格が得られる。公認会計士、税理士などの国家資格への登竜門。	商業簿記 会計学 工業簿記 原価計算
2級 経営管理に役立つ知識として、企業から最も求められる資格の一つ。高度な商業簿記・工業簿記(原価計算を含む)を修得し、財務諸表の数字から経営内容を把握できるなど、企業活動や会計実務を踏まえ適切な処理や分析を行うために求められるレベル。	商業簿記 工業簿記 (原価計算を含む) ・5題以内
3級 業種・職種にかかわらずビジネスパーソンが身に付けておくべき「必須の基本知識」として、多くの企業から評価される資格。基本的な商業簿記を修得し、小規模企業における企業活動や会計実務を踏まえ、経理関連書類の適切な処理を行うために求められるレベル。	商業簿記 ・3題以内

試験時間  
1級 商業簿記・会計学...90分、工業簿記・原価計算...90分 (途中休憩あり)  
2級 90分  
3級 60分

合格基準 70点以上(ただし、1級の場合1科目ごとの得点は40%)  
※試験問題、計算用紙は試験終了後に全て回収致します。  
お問合せ先 士別商工会議所 (TEL:0165-23-2144)

金融・経営・税務・その他各種相談 ~お気軽にご相談下さい~